



ひとりで悩まないで 三島市生活支援センターへ相談を！

三島市生活支援センターでは、「ことわらない」「なげださない」「あきらめない」の三原則で市民の皆さんの生活を支援しています。生活のこと、仕事のことなど、ひとりで悩まずに、三島市生活支援センターへお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します

仕事や収入・借金・健康・介護・ひきこもりなどのお悩みを解決して、自立した生活を送るための必要なサービスや制度をご案内します。

さまざまな“生活の立て直し”をお手伝いします

- 病院に行きたいけどお金がない
- 電気・ガス・水道が止まりそう
- 仕事を探しているけど見つからない
- ひきこもりの子どもが心配 など

あなたのさまざまな今を一緒に考え、寄り添って、問題解決につなげていきます。

今まで声をあげられなかった人や問題を抱えている人を周りで見つけたときにも、ぜひ、センターにお知らせください。



▲相談員が親身に対応します

就職活動から職場定着まで、あなたをフォローアップします

働きたいけど、ブランクが長く自信がない人などには、就労準備支援として、個別のプログラムを作成します。日々の食生活、お金の使い方から始まり、健康管理・生活リズムの改善、社会人基礎マナー研修や模擬面接にいたるまで、さまざまな支援を行っています。

実際の就労に向け、ハローワークへの同行や面接の同行を行い、就労決定後は職場定着の支援も行います。一人一人の状況にあわせた就労自立を目指します。



▲模擬面接の様子

毎月の家計のやり繰りを支援します！ 家計改善支援事業

今年度から家計改善支援事業が始まりました。現状の家計状況・家計の収支、今後の見通しとキャッシュフローを確認して、問題点の把握・家計診断から家計改善プランを立て実行します。

多重・過剰債務や悪質商法の相談、税金や公共料金などの滞納、支払先の相談、生活資金についての相談など、既存の制度・事業を活用し、関係機関へつなぎながら問題解決への支援を行います。

お問い合わせ

三島市生活支援センター

☎ 973・3450

✉ seikatsushien-mishima@tokaido-sigma.jp

住所：東本町1丁目2番6号英光ビル1・1階

【受付時間】

月～金・第3土曜日 午前8時30分～午後5時15分

※新型コロナウイルス感染症予防のため、まずはお電話でご予約ください。



▲ホームページ



案内図▶

生活に困窮する人へ 支援制度のご案内

住居を失うおそれがある人

■住居確保給付金

休業などに伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている人などに、原則3カ月（最長9カ月）、家賃相当額を家主に直接支払います。

※一旦支給が終了した人についても、3カ月間の再支給が可能です。（申請受付期間は令和3年9月末まで。9月末までに申請した場合には職業訓練受講給付金との併給が可能です。）

☎三島市生活支援センター ☎ 973・3450

食事をとることが困難な 子どもがいる家庭

■こどもぱくっと便

日々の子どもの食事に困っている家庭に、子ども1人につき年度内48回を上限にお弁当屋さん手作りのお弁当を届けます。利用1回ごとに200円の自己負担をお願いします。

☎子育て支援課 ☎ 983・2712

生活資金でお悩みの人

■緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響によって、休業や失業状態などになり、収入が減少した人に生活費の貸付を行います。

※特例貸付の申請期間が令和3年8月末まで延長になりました。

☎三島市社会福祉協議会 ☎ 972・3221

■新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金の支給

総合支援資金特例貸付の再貸付を終了した世帯などで、収入、資産、求職などの一定の要件を満たす世帯に自立支援金を支給します。

支給額（月額） 単身世帯6万円、2人世帯8万円
3人以上世帯10万円

申請期限 令和3年8月末まで

※対象者には個別に案内を送付する予定です。

☎福祉総務課 ☎ 983・2613